

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市保健所処務規程の一部を改正する規程
(四日市市保健所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)の一部を次のように改める。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。 <u>保健企画課</u> <u>管理医療係、企画係</u> 保健予防課 保健予防係、精神保健係</p> <p>衛生指導課 (略)</p> <p>食品衛生検査所 (略)</p> <p>健康づくり課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 所に、次の課及び係を置く。 保健予防課 <u>管理医療係、保健予防係、</u> 精神保健係</p> <p>衛生指導課 (略)</p> <p>食品衛生検査所 (略)</p> <p>健康づくり課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p>
<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 <u>保健企画課</u> <u>管理医療係</u></p> <p>(1) <u>医療機関の開設許可、立入検査、指導等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>保健医療従事者の免許申請等に関すること。</u></p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第6条 課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p>

(3) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関すること。

(4) 献血及び臓器移植に関すること。

(5) 看護医療大学に関すること。

(6) 所の事務事業の調整に関すること。

(7) 所及び課の庶務に関すること。

企画係

(1) 地域保健施策の企画及び調整に関すること。

(2) 在宅医療・介護連携に関すること。

(3) 健康危機管理に関すること。

(4) 救急医療に関すること。

(5) 応急診療所に関すること。

(6) 歯科医療センターに関すること。

保健予防課

保健予防課

管理医療係

(1) 医療機関の開設許可、立入検査、指導等に関すること。

(2) 保健医療従事者の免許申請等に関すること。

(3) 救急医療に関すること。

(4) 人口動態統計その他地域保健に係る統計及び調査に関すること。

(5) 献血及び臓器移植に関すること。

(6) 所の事務事業の調整に関すること。

<p>保健予防係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>精神保健係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>自殺対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療に関すること。</u></p> <p>(6) <u>難病患者の支援に関すること。</u></p> <p>(7) <u>課の庶務に関すること。</u></p> <p>衛生指導課 (略)</p> <p>食品衛生検査所 (略)</p> <p>健康づくり課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p>	<p>(7) <u>所及び課の庶務に関すること。</u></p> <p>保健予防係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>難病患者の支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>指定難病に係る特定医療、特定疾患医療、肝炎治療及び肝がん・重度肝硬変治療に関すること。</u></p> <p>精神保健係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>衛生指導課 (略)</p> <p>食品衛生検査所 (略)</p> <p>健康づくり課 (略)</p> <p>こども保健福祉課 (略)</p>
---	--

改正後								
別表 (第7条関係)								
1 保健企画課								
事務区分	種類	市長の権限の事務				保健所長の権限の事務		備考
		専決区分				専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	

<p>あん摩 マッサージ指 圧師、 はり</p>	<p>法第8条第1項の規定 による施術者への指示 (法第12条の2第2 項において準用する場 合を含む。)</p>				●	○		政 令 市 長 の 事 務
<p>師、き ゆう師 等に関 する法 律（昭 和22</p>	<p>法第9条の2第1項の 規定による施術所の開 設の届出の受理(法第1 2条の2第2項におい て準用する場合を含 む。)</p>				●	○		同
<p>年法律 第21 7号。 以下こ の項に おいて</p>	<p>法第9条の2第1項の 規定による施術所の変 更の届出の受理(法第1 2条の2第2項におい て準用する場合を含 む。)</p>				●		○	同
<p>「法」 とい う。)に 基づく 事務</p>	<p>法第9条の2第2項の 規定による施術所の再 開の届出の受理(法第1 2条の2第2項におい て準用する場合を含 む。)</p>				●	○		同
	<p>法第9条の2第2項の 規定による施術所の休 止又は廃止の届出の受 理(法第12条の2第2 項において準用する場 合を含む。)</p>				●		○	同
	<p>法第9条の3の規定に よる出張専業施術者か らの業務の開始又は再</p>				●	○		同

	開の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)							
	法第9条の3の規定による出張専業施術者からの業務の休止又は廃止の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)				●		○	同
	法第9条の4の規定による滞在施術者からの業務の開始の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)				●	○		同
	法第10条第1項の規定による施術者又は施術所開設者からの報告の徴収及び施術所への臨検検査				●	○		同
	法第11条第2項の規定による施術所の使用の制限及び禁止並びにその構造設備の改善等の命令(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)				●	○		同
医師法 (昭和 23年	医師法第6条第3項の規定による医師からの氏名等の届出の受理				○			申請 の受 理等

法律第 201									の 事 務
号) に 基づく 事務	医師法施行令(昭和23 年政令第382号)の規 定による医師免許、医籍 等に係る申請書の受理、 免許証の返納の受理、免 許証の交付の経由等					○			同
医療法 (昭和 23年 法律第 205	法第5条第2項の規定 による往診専門医師等 に対する報告又は診療 録等の提出の命令					●	○		政 令 市 長 の 事 務
号。以 下この 項にお	法第6条の8第1項の 規定による広告を行っ た者に対する報告命令 又は職員による検査					○			同
いて 「法」 とい う。)に	法第6条の8第2項の 規定による広告を行っ た者に対する中止又は 内容是正命令					○			同
に基づく 事務	法第7条第1項の規定 による診療所又は助産 所の開設の許可(医師等 でない者の場合)					●	○		同
	法第7条第2項の規定 による診療所又は助産 所の病床数等の変更の 許可(医師等でない者の 場合)					●	○		同
	法第8条の規定による 診療所又は助産所の開 設の届出の受理					●	○		同

法第8条の2第2項の 規定による診療所又は 助産所の休止の届出の 受理					●		○	同
法第8条の2第2項の 規定による診療所又は 助産所の再開の届出の 受理					●	○		同
法第9条第1項の規定 による診療所又は助産 所の廃止の届出の受理					●		○	同
法第9条第2項の規定 による診療所又は助産 所の開設者の死亡及び 失踪の届出の受理					●		○	同
法第12条第1項の規 定による診療所又は助 産所の開設者自身によ る管理の免除の許可					●	○		同
法第12条第2項の規 定による2以上の診療 所又は助産所の管理の 許可					●	○		同
法第15条第3項の規 定による診療所のエッ クス線装置を備えた場 合等の届出の受理					●	○		同
法第18条の規定によ る診療所の専属薬剤師 設置の免除の許可					●	○		同
法第24条第1項の規 定による診療所又は助					○			同

産所に対する使用制限命令等								
法第25条第1項の規定による病院、診療所又は助産所に係る報告徴収及び立入検査					○			同
法第25条第2項の規定による病院、診療所又は助産所に係る物件の提出命令					○			同
法第25条の2の規定による診療所又は助産所に関する事項の知事への通知					○			同
法第26条第1項の規定による医療監視員の任命			○					同
法第27条の規定による有床の診療所又は助産所の使用前の検査及び許可証の交付					●	○		同
法第28条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更命令					○			同
法第29条第1項の規定による診療所又は助産所の開設許可の取消し及び閉鎖命令			○					同
法第29条第2項の規定による診療所又は助産所の変更許可の取消し					○			同

	<u>法第30条の規定による診療所又は助産所の開設許可取消等に係る弁明の機会の付与</u>		○					同	
	<u>医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)第4条第1項及び第3項の規定による診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出の受理</u>				●		○	同	
	<u>政令第4条の2第1項の規定による診療所又は助産所の開設後の届出の受理</u>				●		○	同	
	<u>政令第4条の2第2項の規定による診療所又は助産所の開設後の届出事項の変更届の受理</u>				●		○	同	
	<u>法第4条第1項の規定による地域医療支援病院の承認申請の受理</u>				○			申請の受理等の事務	
	<u>法第6条の3第1項の規定による病院等の管理者からの医療に関する情報の報告の受理</u>				○			特例条例に基づく事務	
	<u>法第6条の3第2項の規定による同条第1項</u>				○			同	

	の報告事項の変更報告 の受理							
	法第6条の3第4項の 規定による同条第1項 又は第2項の報告の内 容を確認するための情 報提供要求の経由				○			同
	法第6条の3第6項の 規定による、病院等の管 理者が同条第1項若し くは第2項規定による 報告をせず、又は虚偽の 報告をしたときの報告 命令及び是正命令				○			同
	法第7条第1項の規定 による病院の開設許可				○			同
	法第7条第2項の規定 による病院の開設許可 事項の一部変更の許可				○			同
	法第7条第3項の規定 による診療所の病床設 置許可又は変更許可の 申請の受理及び知事へ の送付				○			同
	法第8条の2第2項の 規定による病院の休止 届又は再開届の受理				○			同
	法第9条第1項の規定 による病院の廃止届の 受理				○			同
	法第9条第2項の規定 による病院の開設者の				○			同

死亡届又は失踪届の受理								
法第12条第1項の規定による病院の開設者の管理免除の許可					○			同
法第12条第2項の規定による病院の2箇所以上管理の許可					○			同
法第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務報告の受理					○			申請の受理等の事務
法第15条第3項の規定による病院からのエックス線装置等の届出					○			特例条例に基づく事務
法第16条ただし書の規定による病院の医師の宿直免除許可					○			同
法第18条ただし書の規定による病院の専属薬剤師の設置免除の許可申請の受理					○			同
法第23条の2の規定による病院又は診療所の開設者に対する増員命令又は業務停止命令			○					同
法第24条第1項の規定による病院に対する使用制限命令等			○					同

法第27条の規定による病院の使用前検査及び許可書の交付				○			同
法第28条の規定による病院の管理者の変更命令			○				同
法第44条第1項の規定による医療法人の設立認可申請の受理				○			申請の受理等の事務
法第46条の2の規定による医療法人理事の数の特例認可申請の受理				○			同
法第46条の3第1項の規定による医師又は歯科医師以外の理事から理事長を選出する特例認可申請の受理				○			同
法第46条の4第3項第4号の規定による医療法人監事からの監査結果報告の受理				○			同
法第47条第1項の規定による2以上開設の場合の管理者の一部を理事に加えない場合の認可申請の受理				○			同
法第50条第1項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可申請				○			同

の受理								
法第50条第3項の規定による厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更届の受理					○			同
法第52条第1項の規定による医療法人からの事業報告書等の届出の受理					○			同
法第55条第3項の規定による医療法人解散の認可申請の受理					○			同
法第55条第5項の規定による清算人からの医療法人の解散の届出の受理					○			同
法第57条第4項の規定による医療法人の合併の認可申請の受理					○			同
法第68条の規定による民法及び商法の規定の医療法人への準用等（特別代理人の選任）					○			同
政令第4条第1項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理					○			特 例 条 例 に 基 づ く 事 務
政令第4条第2項の規定による診療所の病床変更の届出の受理					○			同

	政令第4条の2第1項の規定による病院開設後の届出の受理					○		同
	政令第4条の2第2項の規定による病院開設後の届出事項の変更届の受理					○		同
	政令第5条の12の規定による医療法人の組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づく登記の届出の受理					○		申請の受理等の事務
	政令第5条の13の規定による医療法人の役員変更の届出の受理					○		同
栄養士法(昭和22年法律第24号)に基づく事務	栄養士法第4条第2項の規定による栄養士免許証の交付の経由					○		同
	栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)の規定による栄養士又は管理栄養士の免許、名簿等に係る申請の受理、免許証の返納受理、免許証の交付の経由等					○		同
各種統計調査に関する事務	人口動態調査令(昭和21年勅令第447号)第4条の規定による人口動態調査票の市長への交付の経由						○	保健所長の事務
	人口動態調査令第5条第1項の規定による人						○	同

医療施設調査規則第10条第1項の規定による静態調査票の審査整理及び知事への提出(市長経由)							○	同
医療施設調査規則第10条第2項の規定による静態調査票の審査整理及び市長への提出							○	同
医療施設調査規則第10条第2項の規定による静態調査票の提出期限の決定及び受理					○			政令市長の事務
医療施設調査規則第10条第3項の規定による静態調査票の審査整理及び知事への提出					○			同
医療施設調査規則第10条の2第1項の規定による動態調査票の作成及び知事への提出					○			同
医療施設調査規則第13条第1項の規定による天災事変等のため調査票を提出できない旨の知事への報告					○			同
患者調査規則(昭和28年厚生省令第26号)第9条の規定による医療施設管理者からの患者調査票の受理							○	保健所長の事務
患者調査規則第10条							○	同

第1項の規定による患者調査票の審査整理及び市長への提出								
患者調査規則第10条第1項の規定による患者調査票の保健所長からの提出期限の決定					○			政令市長の事務
患者調査規則第10条第2項の規定による患者調査票の整理及び知事への提出					○			同
患者調査規則第13条の規定による天災事変等のため患者調査票を提出できない旨の知事への報告					○			同
国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号)第8条第4項第2号及び第3号の規定による国民生活基礎調査員(保健)の任命			○					同
国民生活基礎調査規則第8条第5項の規定による国民生活基礎調査員が特別の事情により事務を行うことができない場合の指導員の事務の決定							○	保健所長の事務
国民生活基礎調査規則第9条第1項の規定による国民生活基礎調査			○					政令市長の事

	員証（保健）の交付							務
	国民生活基礎調査規則 第11条第1項の規定 による国民生活基礎調 査票等の受理及び審査 整理並びに市長への提 出						○	保 健 所 長 の 事 務
	国民生活基礎調査規則 第11条第1項の規定 による国民生活基礎調 査票等の保健所長から の提出期限の決定					○		政 令 市 長 の 事 務
	国民生活基礎調査規則 第11条第2項の規定 による国民生活基礎調 査票等の受理及び整理 並びに知事への提出					○		同
	国民生活基礎調査規則 第12条の規定による 天災事変等のため調査 票等を提出できない旨 の知事への報告					○		同
歯科医 師 法 (昭和 23年 法律第 202 号)に 基づく 事務	歯科医師法第6条第3 項の規定による歯科医 師からの氏名等に係る 届出の受理					○		申 請 の 受 理 等 の 事 務
	歯科医師法施行令(昭和 28年政令第383号) の規定による歯科医師 免許、歯科医籍等に係る 申請書の受理、免許証の					○		同

	返納の受理、免許証の交付の経由等								
歯科衛生士法 (昭和23年法律第204号)に基づく 事務	歯科衛生士法第6条第3項の規定による歯科衛生士業務に従事する届出の受理					○			同
歯科技工士法 (昭和30年法律第168号。以下この項において「法」という。)に基づく 事務	法第21条第1項の規定による歯科技工所の開設届の受理					●	○		政令市長の事務
	法第21条第1項の規定による歯科技工所の開設届の届出事項の変更届の受理					●		○	同
	法第21条第2項の規定による歯科技工所の休廃止届の受理					●		○	同
	法第21条第2項の規定による歯科技工所の再開届の受理					●	○		同
	法第24条の規定による歯科技工所の構造設備の改善命令					●	○		同
	法第25条の規定による歯科技工所の使用禁止及び処分を行う場合の聴聞					●	○		同

年法律 第20 4号。 以下こ の項に おいて	法第9条の規定による 解剖室以外で解剖する 場合の許可							○	同
「法」 とい う。)に 基づく 事務	法第19条第1項の規 定による死体保存の許 可					●	○		政 令 市 長 の 事 務
視能訓 練士法 (昭和 46年 法律第 64 号)に 基づく 事務	視能訓練士法施行令(昭 和46年政令第246 号)の規定による視能訓 練士免許、視能訓練士名 簿等に係る申請書の受 理、免許証の返納の受 理、免許証の交付の経由 等					○			同
柔道整 復師法 (昭和 45年 法律第 19 号。以 下この 項にお いて	法第18条第1項の規 定による柔道整復師へ の指示					●	○		政 令 市 長 の 事 務
「法」 とい	法第19条第1項の規 定による施術所の開設 届の受理					●	○		同
	法第19条第1項の規 定による施術所の変更 の届出の受理					●		○	同
	法第19条第2項の規 定による施術所の休止					●		○	同

う。)に 基づく 事務	又は廃止の届出の受理							
	法第19条第2項の規定による施術所の再開の届出の受理					●	○	同
	法第21条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査					●	○	同
	法第22条の規定による施術所の使用の制限及び禁止並びにその構造設備の改善等の命令					●	○	同
診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号)に 基づく 事務	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法(以下この項において「旧法」という。)第8条第2項の規定による免許証の再交付					○		申請の受理等の事務
	旧法第8条第3項及び第11条第1項の規定による免許証の返納受理					○		同
	診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)の規定による診療放射線技師免許、診療					○		同

	放射線技師籍等に係る申請書の受理、免許証の返納の受理、免許証の交付の経由等(診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第286号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の規定による診療エックス線技師籍及び診療エックス線技師免許証に係るものを含む。)								
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)に基づく事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第57条第1項の規定による学校における保健に関する教育委員会からの協力要請の受諾					○			政令市長の事務
保健師	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第57条第2項の規定による学校における保健に関する教育委員会への助言及び援助						○		保健所の事務
	法第12条第5項の規					○			申請

<p>助産師 看護師 法（昭 和 2 3 年法律 第 2 0 3 号。 以下こ の項に おいて 「法」 とい う。）に 基づく 事務</p>	<p>定による准看護師免許 証の交付の経由</p>							の 受 理 等 の 事 務
	<p>法第 3 3 条の規定によ る保健師、助産師、看護 師又は准看護師からの 業務従事届の受理</p>					○		同
	<p>法第 5 1 条第 3 項の規 定による保健婦免許所 有者の国免許申請書の 受理</p>					○		同
	<p>法第 5 2 条第 3 項の規 定による助産婦免許所 有者の国免許申請書の 受理</p>					○		同
	<p>法第 5 3 条第 3 項の規 定による看護婦免許所 有者の国免許申請書の 受理</p>					○		同
	<p>保健師助産師看護師法 施行令(昭和 2 8 年政令 第 3 8 6 号)の規定によ る保健師、助産師又は看 護師の免許、籍に係る申 請の受理、免許証の返納 の受理、免許証の交付の 経由等(同政令附則第 2 項から第 4 項までにお いて準用する場合を含 む。)</p>					○		同
	<p>保健師助産師看護師法</p>					○		同

	<u>施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第27条の規定による准看護師試験の受験願書の受理</u>							
	<u>保健師助産師看護師法施行規則第29条の規定による准看護師試験合格証書の交付の経由</u>					○		同
<u>母体保護法(昭和23年法律第156号)に基づく事務</u>	<u>母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)第7条第1項及び第2項並びに第9条の規定による申請、届出等の経由</u>						○	保健所長の事務
<u>156号)に基づく事務</u>	<u>母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号)第15条第6項の規定による指定の取消しに係る指定証及び標識の返納受理並びに知事への送付</u>					○		申請の受理等の事務
<u>理学療法士及び作業療法士法(昭和46年法律第137号)に基づく事務</u>	<u>理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)の規定による理学療法士又は作業療法士の免許、名簿等に係る申請書の受理、免許証の返納の受理、免許証の交付の経由等</u>					○		申請の受理等の事務

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	法第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録					○		政令市長の事務
	法第20条の4第1項の規定による衛生検査所の検査業務の内容等の変更の届出に係る登録の変更					○		同
	法第20条の4第3項の規定による衛生検査所の廃止、休止、再開又は住所等の変更の届出の受理					○		同
	法第20条の4第4項の規定による登録検査所への検体検査用放射性同位元素備え付け等の届出の受理					○		同
	法第20条の5第1項の規定による衛生検査所への報告命令及び立入検査					○		同
	法第20条の6の規定による衛生検査所への構造設備等の変更の指示					○		同
	法第20条の7の規定による衛生検査所の登録の取消し及び業務停止命令					○		同
	法第20条の8の規定					○		同

による衛生検査所の処分を行う場合の聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知							
臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下この項において「省令」という。)第18条第2項の規定による衛生検査所の登録証明書の書換交付申請書の受理					○		同
省令第19条第2項の規定による衛生検査所の登録証明書の再交付申請書の受理					○		同
省令第19条第3項の規定による再交付後に発見した衛生検査所の登録証明書の返納受理					○		同
省令第20条の規定による取消処分又は廃止による衛生検査所の登録証明書の返納受理					○		同
臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)の規定による臨床検査技師免許、臨床検査技師名簿等に係る申請書の受理、免許証の返納の受理、免					○		申請の受理等の事務

	許証の交付の経由等(同 政令附則第2条の規定 による衛生検査技師に 係るものを含む。)								
薬剤師 法(昭 和35 年法律 第14 6号) に基づ く事務	薬剤師法第9条の規定 による薬剤師からの氏 名等の届出の受理					○			申請 の受 理等 の事 務
	薬剤師法施行令(昭和3 6年政令第13号)の規 定による薬剤師免許、薬 剤師名簿等に係る申請 書の受理、免許証の返納 受理、免許証の交付の経 由等					○			同

2 保健予防課

事務区 分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考
		専決区分					専決区 分		
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長	
感染症 の予防 及び感 染症の 患者に	法第10条の2第1項 の規定による都道府県 連携協議会への参加			○					政令 市長 の事 務
	法第10条の2第2項			○					同

対する 医療に 関する	の規定による都道府県 連携協議会構成員間で の連携及び情報共有							
法律 (平成 10年 法律第 114 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)に 基づく 事務	法第12条第2項及び 第4項の規定による感 染症患者に関する厚生 労働大臣及び管轄都道 府県知事への報告				<u>○</u>			同
	法第12条第3項及び 第4項の規定による感 染症患者に関する管轄 都道府県知事(その居住 地が保健所設置市等の 区域内にある場合に あっては、その居住地を管 轄する保健所設置市等 の長及び都道府県知事) への通報				<u>○</u>			同
	法第12条第3項及び 第4項の規定による感 染症患者に関する管轄 都道府県知事(その居住 地が保健所設置市等の 区域内にある場合に あっては、その居住地を管 轄する保健所設置市等 の長及び都道府県知事) への通報				<u>○</u>			同
	法第12条第8項の規 定による慢性感染症患 者に関する医師からの 届出の受理				<u>○</u>			同

<p>法第12条第10項の規定による医師が感染症により死亡した者の死体を検案した場合に関する第1項から第5項までの準用</p>				○				保健 所長、 政令 市長 の事 務
<p>法第13条第3項及び第5項の規定による感染症動物に関する厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告</p>				○				政令 市長 の事 務
<p>法第13条第4項及び第5項の規定による感染症動物に関する管轄都道府県知事(その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)への通報</p>				○				同
<p>法第13条第7項の規定による獣医師が動物死体を検案した場合に関する第1項及び第3項から第6項までの準用、並びに動物所有者が動物死体について感染症にかかっている等と認めた場合に関する第2項から第6項までの準用</p>				○				保健 所長、 政令 市長 の事 務

(略)							
法第14条第3項及び第4項の規定による前項の届出内容の厚生労働大臣への報告(法第14条第9項において準用する場合を含む。)				○			同
法第14条第7項の規定による厚生労働大臣からの通知の受理				○			同
法第14条第8項の規定による指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対する届出の要請				○			同
法第15条第1項及び第8項から第11項までの規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査							
(略)							
法第15条第3項から第5項までの規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取							
法第15条第13項及び第14項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告				○			同

法第15条第16項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請				○				同
(略)								
法第15条の2第2項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣への報告				○				同
(略)								
法第15条の3第3項の規定による同条第2項の質問又は調査結果の厚生労働大臣への報告				○				同
法第15条の3第5項の規定による厚生労働大臣への入国者の健康監視業務等の代行要請				○				同
法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表				○				同
(略)								
法第16条の3第8項の規定による同条第7項の検査結果の厚生労働大臣への報告				○				同
法第16条の3第10項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請				○				同
(略)								

法第19条第7項の規定による法第24条第1項の規定する <u>感染症診査協議会</u> への報告								
(略)								
法第20条第5項の規定による法第24条第1項に規定する <u>感染症診査協議会</u> の意見徴収								
(略)								
法第24条第5項の規定による <u>感染症診査協議会</u> の委員の任命			<u>○</u>					同
(略)								
法第26条の3第1項、第3項及び第5項の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は収去等(法第44条の3の2第6項、第50条第1項及び第2項並びに法第50条の3第6項において準用する場合を含む。)								
法第26条の3第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告(法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)				<u>○</u>				同
法第26条の3第8項				<u>○</u>				同

の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請(法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)								
(略)								
法第26条の4第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告(法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)				○				同
法第26条の4第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請(法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)				○				同
(略)								
法第37条の2第3項の規定による法第24条第1項に規定する <u>感染症診査協議会</u> からの意見徴収								
(略)								
法第44条の3第4項から第6項までの規定による食事の提供等(法第50条の2第4項に				○				同

において準用する場合を含む。)								
<u>法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項の規定による厚生労働大臣からの通知の受理</u>				○				同
<u>法第44条の3の2第3項及び第50条の3第3項の規定による検体又は病原体の受理</u>				○				同
<u>法第44条の3の2第4項及び第50条の3第4項の規定による検査の実施並びに厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への結果報告</u>				○				同
<u>法第44条の3の3及び第50条の4の規定による患者が退院又は死亡したときの医師からの届出の受理</u>				○				同
<u>法第44条の5第2項及び第51条の2第2項の規定による厚生労働大臣への総合調整実施の要請</u>			○					同
<u>法第44条の5第3項及び第4項の規定による厚生労働大臣への意見の申出及び必要な措置の実施状況に関する</u>				○				同

報告又は資料の提出(法第51条の2第3項において準用する場合を含む)								
法第44条の6の規定による法に基づく事務及び措置等を行った場合の厚生労働大臣への報告				○				同
法第44条の11第1項、第3項及び第5項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等				○				同
法第44条の11第6項の規定による同条第5項の検査結果の厚生労働大臣への報告						●	○	同
法第44条の11第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請				○				同
(略)								
法第51条第1項の規定による第44条の11第1項、第45条第1項、第46条第1項、第3項若しくは第4項、第47条若しくは第48条第1項若しくは第4項の措置又は第50条第1項の規定により第				○				同

<u>26条の3第1項、第26条の4第1項、第27条から33条まで若しくは第35条第1項の措置に関する厚生労働大臣への通報及び連携</u>								
法第52条第1項の規定による新感染症に係る措置の内容及び経過の厚生労働大臣への報告				○				同
(略)								
法第56条第2項の規定による前項の通知の内容の厚生労働大臣への報告				○				同
<u>法第63条の3第2項の規定による都道府県知事への総合調整実施の要請</u>			○					同
<u>法第63条の3第3項及び第4項の規定による都道府県知事への意見の申出及び必要な措置の実施状況に関する報告又は資料の提出</u>				○				同
<u>法第63条の4の規定による第19条若しくは第20条(これらの規定を第26条において準用する場合を含む。)</u> 又は第46条の規定に				○				同

	<u>よる入院の勧告又は入院の措置に関する都道府県知事からの指示の受理</u>								
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律 （昭和36年法律第103号）に基づく事務	（略）								
（略）									
<u>3</u> 衛生指導課 （略）									
<u>4</u> 食品衛生検査所 （略）									
<u>5</u> 健康づくり課 （略）									
<u>6</u> こども保健福祉課 （略）									
備考 （略）									

改正前

別表（第7条関係）

1 保健予防課

事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下この項において「法」という。）に	法第8条第1項の規定による施術者への指示（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）					●	○		政令市長の事務
	法第9条の2第1項の規定による施術所の開設の届出の受理（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）					●	○		同
	法第9条の2第1項の規定による施術所の変更の届出の受理（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）					●	○		同
	法第9条の2第2項の規定による施術所の再開の届出の受理（法第1					●	○		同

<p>基づく 事務</p>	<p><u>2条の2第2項において準用する場合を含む。)</u></p>								
	<p><u>法第9条の2第2項の規定による施術所の休止又は廃止の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)</u></p>				●		○		同
	<p><u>法第9条の3の規定による出張専門施術者からの業務の開始又は再開の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)</u></p>				●	○			同
	<p><u>法第9条の3の規定による出張専門施術者からの業務の休止又は廃止の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)</u></p>				●		○		同
	<p><u>法第9条の4の規定による滞在施術者からの業務の開始の届出の受理(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)</u></p>				●	○			同
	<p><u>法第10条第1項の規定による施術者又は施術所開設者からの報告</u></p>				●	○			同

	<u>の徴収及び施術所への 臨検検査</u>							
	<u>法第11条第2項の規 定による施術所の使用 の制限及び禁止並びに その構造設備の改善等 の命令(法第12条の2 第2項において準用す る場合を含む。)</u>					●	○	同
<u>医師法 (昭和 23年 法律第 201 号)に 基づく 事務</u>	<u>医師法第6条第3項の 規定による医師からの 氏名等の届出の受理</u>					○		<u>申請 の受 理等 の事 務</u>
	<u>医師法施行令(昭和23 年政令第382号)の規 定による医師免許、医籍 等に係る申請書の受理、 免許証の返納の受理、免 許証の交付の経由等</u>					○		同
<u>医療法 (昭和 23年 法律第 205 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)に</u>	<u>法第5条第2項の規定 による往診専門医師等 に対する報告又は診療 録等の提出の命令</u>					●	○	<u>政令 市長 の事 務</u>
	<u>法第6条の8第1項の 規定による広告を行っ た者に対する報告命令 又は職員による検査</u>					○		同
	<u>法第6条の8第2項の 規定による広告を行っ た者に対する中止又は 内容是正命令</u>					○		同

基づく 事務	法第7条第1項の規定 による診療所又は助産 所の開設の許可(医師等 でない者の場合)					●	○		同
	法第7条第2項の規定 による診療所又は助産 所の病床数等の変更の 許可(医師等でない者の 場合)					●	○		同
	法第8条の規定による 診療所又は助産所の開 設の届出の受理					●	○		同
	法第8条の2第2項の 規定による診療所又は 助産所の休止の届出の 受理					●		○	同
	法第8条の2第2項の 規定による診療所又は 助産所の再開の届出の 受理					●	○		同
	法第9条第1項の規定 による診療所又は助産 所の廃止の届出の受理					●		○	同
	法第9条第2項の規定 による診療所又は助産 所の開設者の死亡及び 失踪の届出の受理					●		○	同
	法第12条第1項の規 定による診療所又は助 産所の開設者自身によ る管理の免除の許可					●	○		同
	法第12条第2項の規					●	○		同

定による2以上の診療所又は助産所の管理の許可								
法第15条第3項の規定による診療所のエックス線装置を備えた場合等の届出の受理					●	○		同
法第18条の規定による診療所の専属薬剤師設置の免除の許可					●	○		同
法第24条第1項の規定による診療所又は助産所に対する使用制限命令等					○			同
法第25条第1項の規定による病院、診療所又は助産所に係る報告徴収及び立入検査					○			同
法第25条第2項の規定による病院、診療所又は助産所に係る物件の提出命令					○			同
法第25条の2の規定による診療所又は助産所に関する事項の知事への通知					○			同
法第26条第1項の規定による医療監視員の任命			○					同
法第27条の規定による有床の診療所又は助産所の使用前の検査及					●	○		同

び許可証の交付								
法第28条の規定による診療所又は助産所の管理者の変更命令					○			同
法第29条第1項の規定による診療所又は助産所の開設許可の取消し及び閉鎖命令			○					同
法第29条第2項の規定による診療所又は助産所の変更許可の取消し					○			同
法第30条の規定による診療所又は助産所の開設許可取消等に係る弁明の機会の付与			○					同
医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。)第4条第1項及び第3項の規定による診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出の受理					●		○	同
政令第4条の2第1項の規定による診療所又は助産所の開設後の届出の受理					●		○	同
政令第4条の2第2項の規定による診療所又は助産所の開設後の届出事項の変更届の受理					●		○	同

	<u>法第4条第1項の規定による地域医療支援病院の承認申請の受理</u>					○		申請の受理等の事務
	<u>法第6条の3第1項の規定による病院等の管理者からの医療に関する情報の報告の受理</u>					○		特例条例に基づく事務
	<u>法第6条の3第2項の規定による同条第1項の報告事項の変更報告の受理</u>					○		同
	<u>法第6条の3第4項の規定による同条第1項又は第2項の報告の内容を確認するための情報提供要求の経由</u>					○		同
	<u>法第6条の3第6項の規定による、病院等の管理者が同条第1項若しくは第2項規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときの報告命令及び是正命令</u>					○		同
	<u>法第7条第1項の規定による病院の開設許可</u>					○		同
	<u>法第7条第2項の規定による病院の開設許可事項の一部変更の許可</u>					○		同
	<u>法第7条第3項の規定</u>					○		同

による診療所の病床設置許可又は変更許可の申請の受理及び知事への送付							
法第8条の2第2項の規定による病院の休止届又は再開届の受理					○		同
法第9条第1項の規定による病院の廃止届の受理					○		同
法第9条第2項の規定による病院の開設者の死亡届又は失踪届の受理					○		同
法第12条第1項の規定による病院の開設者の管理免除の許可					○		同
法第12条第2項の規定による病院の2箇所以上管理の許可					○		同
法第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務報告の受理					○		申請の受理等の事務
法第15条第3項の規定による病院からのエックス線装置等の届出					○		特例条例に基づく事務
法第16条ただし書の規定による病院の医師					○		同

の宿直免除許可								
法第18条ただし書の規定による病院の専属薬剤師の設置免除の許可申請の受理					○			同
法第23条の2の規定による病院又は診療所の開設者に対する増員命令又は業務停止命令			○					同
法第24条第1項の規定による病院に対する使用制限命令等			○					同
法第27条の規定による病院の使用前検査及び許可書の交付					○			同
法第28条の規定による病院の管理者の変更命令			○					同
法第44条第1項の規定による医療法人の設立認可申請の受理					○			申請の受理等の事務
法第46条の2の規定による医療法人理事の数の特例認可申請の受理					○			同
法第46条の3第1項の規定による医師又は歯科医師以外の理事から理事長を選出する特例認可申請の受理					○			同

法第46条の4第3項 第4号の規定による医 療法人監事からの監査 結果報告の受理					○		同
法第47条第1項の規 定による2以上開設の 場合の管理者の一部を 理事に加えない場合の 認可申請の受理					○		同
法第50条第1項の規 定による定款又は寄附 行為の変更の認可申請 の受理					○		同
法第50条第3項の規 定による厚生労働省令 で定める事項に係る定 款又は寄附行為の変更 届の受理					○		同
法第52条第1項の規 定による医療法人から の事業報告書等の届出 の受理					○		同
法第55条第3項の規 定による医療法人解散 の認可申請の受理					○		同
法第55条第5項の規 定による清算人からの 医療法人の解散の届出 の受理					○		同
法第57条第4項の規 定による医療法人の合 併の認可申請の受理					○		同

	<u>法第68条の規定による民法及び商法の規定の医療法人への準用等（特別代理人の選任）</u>					○		同
	<u>政令第4条第1項の規定による病院の開設者の住所等の変更の届出の受理</u>					○		特例 条 例 に 基 づ く 事 務
	<u>政令第4条第2項の規定による診療所の病床変更の届出の受理</u>					○		同
	<u>政令第4条の2第1項の規定による病院開設後の届出の受理</u>					○		同
	<u>政令第4条の2第2項の規定による病院開設後の届出事項の変更届の受理</u>					○		同
	<u>政令第5条の12の規定による医療法人の組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づく登記の届出の受理</u>					○		申 請 の 受 理 等 の 事 務
	<u>政令第5条の13の規定による医療法人の役員変更の届出の受理</u>					○		同
栄養士 法（昭 和22 年法律 第24	<u>栄養士法第4条第2項の規定による栄養士免許証の交付の経由</u>					○		同
	<u>栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)の</u>					○		同

<u>5号)</u> <u>に基づ</u> <u>く事務</u>	<u>規定による栄養士又は</u> <u>管理栄養士の免許、名簿</u> <u>等に係る申請の受理、免</u> <u>許証の返納受理、免許証</u> <u>の交付の経由等</u>								
<u>各種統</u> <u>計調査</u> <u>に関する</u> <u>事務</u>	<u>人口動態調査令(昭和2</u> <u>1年勅令第447号)第</u> <u>4条の規定による人口</u> <u>動態調査票の市長への</u> <u>交付の経由</u>						○	保	健 所 長 の 事 務
	<u>人口動態調査令第5条</u> <u>第1項の規定による人</u> <u>口動態調査票の市長か</u> <u>らの受理</u>						○	同	
	<u>人口動態調査令第5条</u> <u>第2項の規定による同</u> <u>条第1項の調査票の審</u> <u>査及び知事への提出</u>						○	同	
	<u>人口動態調査令第5条</u> <u>第6項の規定による天</u> <u>災事変等のため調査票</u> <u>を提出できない旨の知</u> <u>事への報告</u>						○	同	
	<u>人口動態調査令施行細</u> <u>則(昭和23年厚生省令</u> <u>第6号)第3条の規定に</u> <u>よる人口動態調査票及</u> <u>び保健所送付票の知事</u> <u>への送付(市長経由)</u>						○	同	
	<u>医療施設調査規則(昭和</u> <u>28年厚生省令第25</u> <u>号)第9条第1項の規定</u>						○	同	

による医療施設(診療所を除く。)の管理者からの静態調査票の受理								
医療施設調査規則第9条第2項の規定による診療所の管理者からの静態調査票の提出期限の決定					○			政令市長の事務
医療施設調査規則第9条第2項の規定による診療所の管理者からの静態調査票の受理							○	保健所長の事務
医療施設調査規則第10条第1項の規定による静態調査票の審査整理及び知事への提出(市長経由)							○	同
医療施設調査規則第10条第2項の規定による静態調査票の審査整理及び市長への提出							○	同
医療施設調査規則第10条第2項の規定による静態調査票の提出期限の決定及び受理					○			政令市長の事務
医療施設調査規則第10条第3項の規定による静態調査票の審査整理及び知事への提出					○			同
医療施設調査規則第10条の2第1項の規定による動態調査票の作					○			同

成及び知事への提出								
医療施設調査規則第13条第1項の規定による天災事変等のため調査票を提出できない旨の知事への報告					○			同
患者調査規則(昭和28年厚生省令第26号)第9条の規定による医療施設管理者からの患者調査票の受理							○	保健所長の事務
患者調査規則第10条第1項の規定による患者調査票の審査整理及び市長への提出							○	同
患者調査規則第10条第1項の規定による患者調査票の保健所長からの提出期限の決定					○			政令市長の事務
患者調査規則第10条第2項の規定による患者調査票の整理及び知事への提出					○			同
患者調査規則第13条の規定による天災事変等のため患者調査票を提出できない旨の知事への報告					○			同
国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号)第8条第4項第2号及び第3号の規			○					同

定による国民生活基礎調査員（保健）の任命								
国民生活基礎調査規則第8条第5項の規定による国民生活基礎調査員が特別の事情により事務を行うことができない場合の指導員の事務の決定							○	保健所長の事務
国民生活基礎調査規則第9条第1項の規定による国民生活基礎調査員証（保健）の交付			○					政令市長の事務
国民生活基礎調査規則第11条第1項の規定による国民生活基礎調査票等の受理及び審査整理並びに市長への提出							○	保健所長の事務
国民生活基礎調査規則第11条第1項の規定による国民生活基礎調査票等の保健所長からの提出期限の決定					○			政令市長の事務
国民生活基礎調査規則第11条第2項の規定による国民生活基礎調査票等の受理及び整理並びに知事への提出					○			同
国民生活基礎調査規則第12条の規定による天災事変等のため調査					○			同

	票等を提出できない旨 の知事への報告							
歯科医師法 (昭和23年 法律第202 号)に 基づく 事務	歯科医師法第6条第3 項の規定による歯科医 師からの氏名等に係る 届出の受理					○		申請 の受 理等 の事 務
歯科衛生士法 (昭和23年 法律第204 号)に 基づく 事務	歯科医師法施行令(昭和 28年政令第383号) の規定による歯科医師 免許、歯科医籍等に係る 申請書の受理、免許証の 返納の受理、免許証の交 付の経由等					○		同
歯科衛生士法 (昭和23年 法律第204 号)に 基づく 事務	歯科衛生士法第6条第 3項の規定による歯科 衛生士業務に従事する 届出の受理					○		同
歯科技工士法 (昭和30年 法律第168 号。以 下この 項にお	法第21条第1項の規 定による歯科技工所の 開設届の受理					●	○	政令 市長 の事 務
	法第21条第1項の規 定による歯科技工所の 開設届の届出事項の変 更届の受理					●	○	同
	法第21条第2項の規					●	○	同

い て 「法」 と い う。)に 基づく 事務	<u>定による歯科技工所の 休廃止届の受理</u>							
	<u>法第 2 1 条第 2 項の規 定による歯科技工所の 再開届の受理</u>					●	○	同
	<u>法第 2 4 条の規定によ る歯科技工所の構造設 備の改善命令</u>					●	○	同
	<u>法第 2 5 条の規定によ る歯科技工所の使用禁 止及び処分を行う場合 の聴聞</u>					●	○	同
	<u>法第 2 7 条第 1 項の規 定による歯科技工所か らの報告の徴収並びに 構造設備及び帳簿書類 の立入検査</u>					●	○	同
	<u>法第 6 条第 3 項の規定 による歯科技工士の業 務従事に関する届出の 受理</u>					○		申 請 の 受 理 等 の 事 務
	<u>歯科技工士法施行令(昭 和 3 0 年政令第 2 2 8 号)の規定による歯科技 工士免許、歯科技工士名 簿等に係る申請書の受 理、免許証の返納の受 理、免許証の交付の経由 等</u>					○		同
	<u>歯科技工士法施行規則 (昭和 3 0 年厚生省令</u>					○		同

	第23号)の規定による 歯科技工士免許試験に 係る受験願書及び合格 証書の交付出願の受理、 合格証書の交付の経由 等								
死体解 剖保存 法（昭 和24 年法律 第20 4号。 以下こ の項に おいて 「法」 とい う。）に 基づく 事務	法第2条第1項及び第 2項の規定による死体 解剖の許可							○	保 健 所 長 の 事 務
	法第9条の規定による 解剖室以外で解剖する 場合の許可							○	同
	法第19条第1項の規 定による死体保存の許 可					●	○		政 令 市 長 の 事 務
視能訓 練士法 （昭和 46年 法律第 64 号）に 基づく 事務	視能訓練士法施行令（昭 和46年政令第246 号）の規定による視能訓 練士免許、視能訓練士名 簿等に係る申請書の受 理、免許証の返納の受 理、免許証の交付の経由 等							○	同
柔道整 復師法	法第18条第1項の規 定による柔道整復師へ					●	○		政 令 市 長

(昭和 45年	の指示								の 事 務
法律第 19 号。以	法第19条第1項の規 定による施術所の開設 届の受理					●	○		同
下この 項にお いて	法第19条第1項の規 定による施術所の変更 の届出の受理					●		○	同
「法」 とい う。)に	法第19条第2項の規 定による施術所の休止 又は廃止の届出の受理					●		○	同
基づく 事務	法第19条第2項の規 定による施術所の再開 の届出の受理					●	○		同
	法第21条第1項の規 定による報告の徴収及 び立入検査					●	○		同
	法第22条の規定によ る施術所の使用の制限 及び禁止並びにその構 造設備の改善等の命令					●	○		同
診療放 射線技 師 法 (昭和 26年 法律第 226 号)に 基づく 事務	行政事務の簡素合理化 及び整理に関する法律 (昭和58年法律第8 3号)附則第5条第6項 の規定によりなおその 効力を有するものとさ れた同法による改正前 の診療放射線技師及び 診療エックス線技師法 (以下この項において 「旧法」という。)第8					○			申 請 の 受 理 等 の 事 務

	<u>条第2項の規定による 免許証の再交付</u>							
	<u>旧法第8条第3項及び 第11条第1項の規定 による免許証の返納受 理</u>				○			同
	<u>診療放射線技師法施行 令(昭和28年政令第3 85号)の規定による診 療放射線技師免許、診療 放射線技師籍等に係る 申請書の受理、免許証の 返納の受理、免許証の交 付の経由等(診療放射線 技師及び診療エックス 線技師法施行令の一部 を改正する政令(昭和5 9年政令第286号)附 則第3項の規定により なおその効力を有する ものとされた同政令に よる改正前の診療放射 線技師及び診療エック ス線技師法施行令の規 定による診療エックス 線技師籍及び診療エッ クス線技師免許証に係 るものを含む。)</u>				○			同
<u>地方教 育行政 の組織 及び運</u>	<u>地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第 57条第1項の規定に よる学校における保健</u>				○			<u>政 令 市 長 の 事 務</u>

営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく事務	に関する教育委員会からの協力要請の受諾								
保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この項において「法」という。）に基づく事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第57条第2項の規定による学校における保健に関する教育委員会への助言及び援助							○	保健所の事務
	法第12条第5項の規定による准看護師免許証の交付の経由							○	申請の受理等の事務
	法第33条の規定による保健師、助産師、看護師又は准看護師からの業務従事届の受理							○	同
	法第51条第3項の規定による保健婦免許所有者の国免許申請書の受理							○	同
	法第52条第3項の規定による助産婦免許所有者の国免許申請書の受理							○	同
	法第53条第3項の規定による看護婦免許所有者の国免許申請書の受理							○	同
	保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令							○	同

	第386号)の規定による保健師、助産師又は看護師の免許、籍に係る申請の受理、免許証の返納の受理、免許証の交付の経由等(同政令附則第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。)							
	保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第27条の規定による准看護師試験の受験願書の受理					○		同
	保健師助産師看護師法施行規則第29条の規定による准看護師試験合格証書の交付の経由					○		同
母体保護法(昭和23年法律第156号)に基づく事務	母体保護法施行令(昭和24年政令第16号)第7条第1項及び第2項並びに第9条の規定による申請、届出等の経由						○	保健所長の事務
	母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号)第15条第6項の規定による指定の取消しに係る指定証及び標識の返納受理並びに知事への送付					○		申請の受理等の事務
理学療	理学療法士及び作業療					○		申請

<p>法士及び作業療法士法（昭和46年法律第137号）に基づく事務</p>	<p>法士法施行令（昭和40年政令第127号）の規定による理学療法士又は作業療法士の免許、名簿等に係る申請書の受理、免許証の返納の受理、免許証の交付の経由等</p>								<p>の受理等の事務</p>
<p>臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下この項において「法」という。）に基づく事務</p>	<p>法第20条の3第1項の規定による衛生検査所の登録</p>				○				<p>政令市長の事務</p>
	<p>法第20条の4第1項の規定による衛生検査所の検査業務の内容等の変更の届出に係る登録の変更</p>				○				<p>同</p>
	<p>法第20条の4第3項の規定による衛生検査所の廃止、休止、再開又は住所等の変更の届出の受理</p>				○				<p>同</p>
	<p>法第20条の4第4項の規定による登録検査所への検体検査用放射性同位元素備え付け等の届出の受理</p>				○				<p>同</p>
	<p>法第20条の5第1項の規定による衛生検査所への報告命令及び立</p>				○				<p>同</p>

入検査							
<u>法第20条の6の規定による衛生検査所への構造設備等の変更の指示</u>					○		同
<u>法第20条の7の規定による衛生検査所の登録の取消し及び業務停止命令</u>					○		同
<u>法第20条の8の規定による衛生検査所の処分を行う場合の聴聞又は弁明の機会の付与に係る通知</u>					○		同
<u>臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号。以下この項において「省令」という。)第18条第2項の規定による衛生検査所の登録証明書の書換交付申請書の受理</u>					○		同
<u>省令第19条第2項の規定による衛生検査所の登録証明書の再交付申請書の受理</u>					○		同
<u>省令第19条第3項の規定による再交付後に発見した衛生検査所の登録証明書の返納受理</u>					○		同
<u>省令第20条の規定に</u>					○		同

	<u>よる取消処分又は廃止による衛生検査所の登録証明書の返納受理</u>							
	<u>臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)の規定による臨床検査技師免許、臨床検査技師名簿等に係る申請書の受理、免許証の返納の受理、免許証の交付の経由等(同政令附則第2条の規定による衛生検査技師に係るものを含む。)</u>					○		<u>申請の受理等の事務</u>
<u>薬剤師法(昭和35年法律第146号)に基づく事務</u>	<u>薬剤師法第9条の規定による薬剤師からの氏名等の届出の受理</u>					○		<u>申請の受理等の事務</u>
	<u>薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)の規定による薬剤師免許、薬剤師名簿等に係る申請書の受理、免許証の返納受理、免許証の交付の経由等</u>					○		<u>同</u>
<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する</u>	<u>法第12条第2項及び第4項の規定による感染症患者に関する厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告</u>			○				<u>政令市長の事務</u>
	<u>法第12条第3項及び</u>			○				<u>同</u>

<p>医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下この</p>	<p>第4項の規定による感染症患者に関する管轄都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)への通報</p>								
<p>項において「法」とい</p>	<p>法第12条第6項の規定による慢性感染症患者に関する医師からの届出の受理</p>			○					同
<p>う。)に基づく事務</p>	<p>法第12条第8項の規定による医師が感染症により死亡した者の死体を検案した場合に関する第1項から第5項までの準用</p>			○					同
	<p>法第13条第3項及び第5項の規定による感染症動物に関する厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告</p>			○					同
	<p>法第13条第4項及び第5項の規定による感染症動物に関する管轄都道府県知事(その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長</p>			○					同

及び都道府県知事)への 通報								
法第13条第7項の規定による獣医師が動物死体を検案した場合に関する第1項及び第3項から第6項までの準用、並びに動物所有者が動物死体について感染症にかかっている等と認められた場合に関する第2項から第6項までの準用			○					同
法第14条第3項及び第4項の規定による前項の届出内容の厚生労働大臣への報告				○				同
法第15条第1項及び第8項から第11項までの規定による感染症の発生状況、動向及び原因の調査					●	○		同
法第15条第13項及び第14項の規定による同条第1項の調査結果の厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への報告			○					同
法第15条第17項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請			○					同
(略)								
法第15条の2第2項の規定による同条第1			○					同

項の調査結果の厚生労働大臣への報告								
(略)								
法第15条の3第3項の規定による同条第2項の質問又は調査結果の厚生労働大臣への報告			○					同
法第16条第1項の規定による感染症に関する情報の分析及び公表			○					同
(略)								
法第16条の3第8項の規定による同条第7項の検査結果の厚生労働大臣への報告			○					同
法第16条の3第10項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請			○					
(略)								
法第19条第7項の規定による法第24条第1項の規定する協議会への報告					●	○		同
(略)								
法第20条第5項の規定による法第24条第1項に規定する協議会の意見徴収					●	○		同
(略)								
法第24条第5項の規定による協議会の委員の任命	○							同
(略)								
法第26条の3第1項、第3項及び第5項の規					●	○		同

定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は収去等(法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)								
法第26条の3第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告(法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)			○					同
法第26条の3第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請(法第50条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)			○					同
(略)								
法第26条の4第6項の規定による同条第5項の検査結果等の厚生労働大臣への報告(法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)			○					同
法第26条の4第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請(法第50条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)			○					同
(略)								
法第37条の2第3項の規定による法第24					●	○		同

条第1項に規定する <u>協議会</u> からの意見徴収								
(略)								
法第44条の3第4項から第6項までの規定による食事の提供等(法第50条の2第4項において準用する場合を含む。)			○					同
法第44条の5の規定による法に基づく事務及び措置等を行った場合の厚生労働大臣への報告			○					同
法第44条の7第1項、第3項及び第5項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告又は検体採取の措置等					●	○		同
法第44条の7第6項の規定による同条第5項の検査結果の厚生労働大臣への報告			○					同
法第44条の7第8項の規定による他の都道府県知事又は厚生労働大臣への協力の要請			○					同
(略)								
法第51条第1項の規定による <u>第44条第7項</u> 、 <u>第45条第1項</u> 、 <u>第46条第1項</u> 、 <u>第3項</u> 若しくは <u>第4項</u> 、 <u>第47条</u> 若しくは <u>第48条第1項</u> 若しくは <u>第4項</u> の措置に関する厚生労働大臣への通報及び連携			○					同
法第52条第1項の規			○					同

	定による新感染症に係る措置の内容及び経過の厚生労働大臣への報告								
(略)									
	法第56条第2項の規定による前項の通知の内容の厚生労働大臣への報告			○					同
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和36年法律第103号)に基づく事務	(略)								
(略)									
2 衛生指導課									
(略)									
3 食品衛生検査所									
(略)									
4 健康づくり課									
(略)									
5 こども保健福祉課									

(略)
備考
(略)

(四日市市保健所処務規程の一部改正)

第2条 四日市市保健所処務規程（平成20年四日市市訓令第10号）の一部を次のように改める。

改正後									
別表（第7条関係）									
1 保健企画課									
(略)									
2 保健予防課									
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所長の権限の事務		備考
		専決区分					専決区分		
		市長	副市長	部長	所長	課長	所長	課長	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成	<u>法第10条第14項から第18項までの規定による予防計画の策定</u>			○					政令市長の事務
	<u>法第10条第18項の規定による第9項の予防計画策定及び変更時の計画の提出に関する準用</u>				○				同
（平成	<u>法第10条第18項の</u>				○				同

10年 法律第 114 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)に 基づく 事務	規定による第11項の 達成状況の報告に関する準用									
	法第10条の2第1項 の規定による都道府県 連携協議会への参加			○					同	
	(略)									
	法第36条第1項、第2 項及び第4項の規定に よる消毒その他の措置 に係る書面による通知 又は掲示(法第50条第 1項、第5項及び第6項 において準用する場合 を含む。)					●	○			同
	法第36条の6第1項 の規定による病原体等 の検査を行っている機 関等との検査等措置協 定の締結				○					同
	法第36条の6第2項 の規定による検査等措 置協定の内容の公表				○					同
	法第36条の7第1項 の規定による病原体等 の検査を行っている機 関等の管理者に対する 検査等措置協定に基づ く措置の勧告				○					同
法第36条の7第2項 の規定による病原体等 の検査を行っている機				○					同	

関等の管理者が第1項の勧告に従わない場合の指示の実施								
法第36条の7第3項の規定による病原体等の検査を行っている機関等の管理者が第2項の指示に従わなかった場合の公表				○				同
法第36条の8第1項の規定による検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の管理者に対する運営状況その他の事項の報告の依頼				○				同
法第36条の8第3項の規定による第2項の報告内容の都道府県知事への報告及び公表				○				同
法第37条第4項の規定による入院患者等からの申請の受理(法第42条第2項、法第44条の3の2第2項、法第44条の3の3第2項、法第50条の3第2項及び法第50条の4第2項において準用する場合を含む。)					○			同
(略)								
第43条第1項の規定					●	○		同

による結核指定医療機関からの報告徴収及び結核指定医療機関への立入検査(法第44条の3の2第2項及び法第50条の3第2項において準用する場合を含む。)								
(略)								
法第44条の3第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する感染を防止するための報告又は協力等				○				同
法第44条の3第4項の規定による第1項の業務の委託(法第50条の2第4項において準用する場合を含む。)				○				同
法第44条の3第5項の規定による第2項の業務の委託(法第50条の2第4項において準用する場合を含む。)				○				同
法第44条の3第7項から第9項までの規定による食事の提供等(法第50条の2第4項において準用する場合を含む。)				○				同
法第44条の3の5第				○				同

<u>2項及び第50条の6</u> 第2項の規定による厚生労働大臣からの通知の受理								
法第44条の3の5第3項及び第50条の6第3項の規定による検体又は病原体の受理				○				同
法第44条の3の5第4項及び第50条の6第4項の規定による検査の実施並びに厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への結果報告				○				同
法第44条の3の6及び第50条の7の規定による患者が退院又は死亡したときの医師からの届出の受理				○				同
(略)								
法第56条第2項の規定による前項の通知の内容の厚生労働大臣への報告				○				政令 市長 の 事務
法第60条第3項の規定による検査等措置協定を締結した病原体等の検査を行っている機関等の設置者に対する設備整備費用の補助				○				同
法第63条の3第2項の規定による都道府県			○					同

	知事への総合調整実施 の要請								
	(略)								
3	衛生指導課 (略)								
4	食品衛生検査所 (略)								
5	健康づくり課 (略)								
6	こども保健福祉課 (略)								
	備考 (略)								

改正前										
別表（第7条関係）										
1 保健企画課 (略)										
2 保健予防課										
事務区分	種類	市長の権限の事務					保健所 長の権 限の事 務		備考	
		専決区分					専決区 分			
		市 長	副 市 長	部 長	所 長	課 長	所 長	課 長		
感染症 の予防 及び感 染症の	法第10条の2第1項 の規定による都道府県 連携協議会への参加			○						<u>政令</u> <u>市長</u> <u>の事</u> <u>務</u>

患者に 対する 医療に 関する 法律 (平成 10年 法律第 114 号。以 下この 項にお いて 「法」 とい う。)に 基づく 事務	(略)					●	○		同
	法第36条第1項、第2項及び第4項の規定による消毒その他の措置に係る書面による通知又は掲示(法第50条第1項、第5項及び第6項において準用する場合を含む。)								
	法第37条第4項の規定による入院患者等からの申請の受理(法第42条第2項において準用する場合を含む。)					○			同
	(略)								
	法第43条第1項の規定による結核指定医療機関からの報告徴収及び結核指定医療機関への立入検査					●	○		同
	(略)								
	法第44条の3第2項の規定による新型インフルエンザ等感染症の患者に対する感染を防止するための報告又は協力等				○				同
	法第44条の3第4項から第6項までの規定による食事の提供等(法第50条の2第4項において準用する場合を				○				同

含む。)								
法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項の規定による厚生労働大臣からの通知の受理				○				同
法第44条の3の2第3項及び第50条の3第3項の規定による検体又は病原体の受理				○				同
法第44条の3の2第4項及び第50条の3第4項の規定による検査の実施並びに厚生労働大臣及び管轄都道府県知事への結果報告				○				同
法第44条の3の3及び第50条の4の規定による患者が退院又は死亡したときの医師からの届出の受理				○				同
(略)								
法第56条第2項の規定による前項の通知の内容の厚生労働大臣への報告				○				政令市長事務
法第63条の3第2項の規定による都道府県知事への総合調整実施の要請			○					同
(略)								

(略)

4 食品衛生検査所

(略)

5 健康づくり課

(略)

6 こども保健福祉課

(略)

備考

(略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(保健所保健予防課)